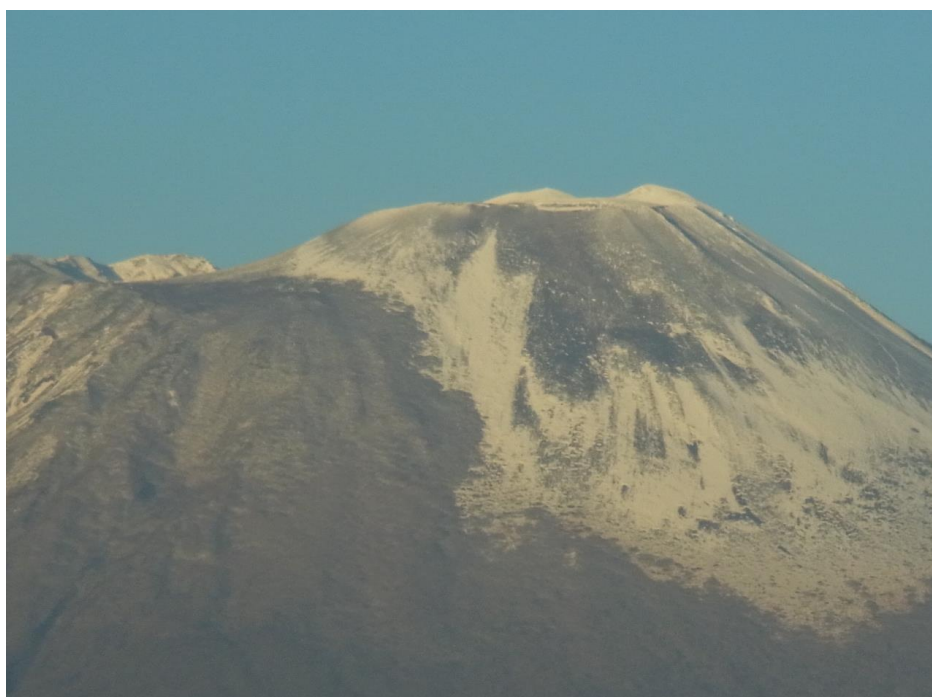


令和5年度 環境経営レポート



対象期間：令和5年 4月～令和 6年 3月

発行：令和 6年 8月

ACサカモト株式会社・新工住建株式会社

目 次

1	環境経営方針	1
2	事業概要&認証登録範囲	2
3	実施体制	2
4	環境経営目標と実績	3
5	環境経営計画と取組結果	4
6	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無	5
7	代表者による全体評価と見直し結果	5
8	情報公開事項	6～8

1 環境経営方針

《環境経営理念》

ACサカモト㈱及び新工住建㈱は、啄木のふるさと浜民地区の自然環境を守るため協力して
周辺地域の環境に配慮した活動を行います。

環境・品質・安全を企業責任の最優先課題として、社員全員で環境経営マネージメントに
取り組み、進化し、深化し、伸化し、真価することにより継続的改善を推進します。

《環境保全への行動指針》

- 1 ACサカモト㈱及び新工住建㈱は、協力して建設業及び廃棄物処分業・収集運搬業で
発生する環境への影響の低減に努めます。
- 2 リサイクルセンターは、受託廃棄物の100%リサイクルを目指します。
- 3 車両のエコドライブを実践し、省エネ機械を導入し排ガスの排出量を抑制します。
- 4 照明・冷暖房の節電や節水に努めると共に、新エネルギーの採用を検討します。
- 5 騒音・振動レベルの軽減、排水の削減及び排水の水質保全に努めます。
- 6 働き方改革の推進等により、働きやすい職場環境の創設に努めます。
- 7 人材育成等により、生産性向上に努めます。
- 8 建設副産物のリサイクル率の向上に努めます。
- 9 事業活動に関連する法規制は確実に遵守します。
- 10 地域との良好なコミュニケーションを取り、地域の環境保全活動に協力します。
- 11 取り組みはエコアクション21ガイドラインに従い運営・評価して必要に応じて社内外に
公開します。

令和 2年12月24日

ACサカモト株式会社及び新工住建株式会社

代表者 坂本 良次

2 事業概要&認証登録範囲

1 名称及び代表者名

ACサカモト株式会社及び新工住建株式会社
代表者 坂本 良次

2 所在地

ACサカモト(株) 本社 岩手県盛岡市川崎字川崎92番地4
新工住建(株) 本社・サービス工場 岩手県盛岡市川崎字上川崎24番地1
新工住建(株) リサイクルセンター 岩手県盛岡市玉山馬場字赤坂2番40

3 連絡先

ACサカモト(株) TEL: 019-683-2957
mail: info@acsakamoto.co.jp FAX: 019-683-1058

4 事業活動の内容

建設業、建設機械リース業、一般・産業廃棄物処分業、一般・産業廃棄物収集運搬業、再生材販売

5 事業規模

(令和5年度) AC (R5.6～R6.5) 新工 (R5.7～R6.6)

	ACサカモト(株)		新工住建(株)	
資本金 (百万円)	20	百万	3	百万
年商 (億円)	6.79	億円	2.66	億円
産廃処分量 (t)			12,279	t (R5.4～R6.3)
一廃処分量 (t)			33	t (R5.4～R6.3)

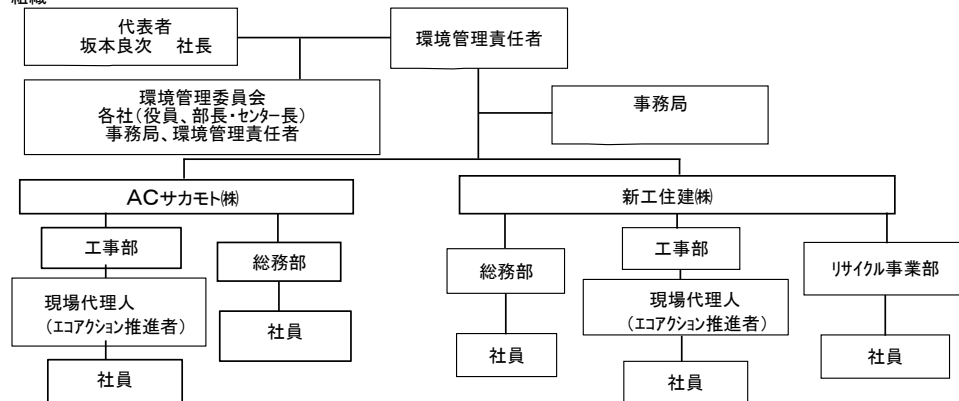
項目	ACサカモト(株)	新工住建(株)	リサイクルセンター	サービス工場	資材倉庫
従業員	20名	16名	2名	2名	無人
延べ床面積	401.63㎡	39.34㎡	19.87㎡	361.18㎡	589㎡

6 認証登録範囲

ACサカモト(株)及び新工住建(株)の全サイト・全組織・全事業活動が認証登録範囲

3 実施体制

1 組織



2 役割・責任・権限

役職	役割・責任・権限
代表者(社長)	・環境経営に関する統括責任。 ・環境経営システムの実施に必要な人材、設備、費用、時間、技能を準備。 ・効果的な実施体制を構築する。 ・環境管理責任者から報告を受け全体の見直し評価を行う。 ・経営に関する課題とチャンスの整理と明確化。 ・環境経営方針の策定・見直し。
環境管理委員会	・委員長は代表者(ACサカモト(株)坂本良次社長)とし、環境管理責任者が召集する。 ・環境管理責任者の提案を審議し、決定事項を環境管理責任者は各部門で実施する。 ・計画の進捗状況・ガイドラインへの適合状況を審議し、不都合・不具合が有る場合は代表者・環境管理責任者に是正を勧告する。
環境管理責任者	・環境経営システムの構築、実施、管理。 ・環境活動の取組結果を代表者及び環境管理委員会へ報告。
環境事務局	・環境管理責任者の補佐。 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口。 ・環境経営活動レポートの作成、公開(事務所に備付けと地域事務局への送付) ・取組データの集計、取りまとめ及び文書記録の管理。
部門責任者	・担当部門について環境経営システムを実施し、維持する。 ・省資源、省エネ、節水等の奨励・実施・確認・是正。 ・従業員に対する教育訓練の実施
現場代理人 (エコアクション推進者)	・新規入場者教育(環境配慮事項等) ・作業(協力業者を含む)に対して、エコアクション活動協力依頼の推進。
全社員	・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚し、能力向上に努める。 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境経営活動へ参加。

4 環境経営目標と実績

1 主な環境負荷の実績と評価

表1、主な環境負荷等の今年度の目標値と実績値

項目	単位	(基準年)	2023年度 目標値	2023年度 実績値	評価
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	747,282	702,445	488,309	達成
廃棄物 リサイクル率	%	99.17	99.20	99.66	達成
地域貢献活動	回	1	1	1	達成
環境上の苦情	件	0	0	0	達成

* 水は安定しているので年間使用量を確認します。該当する化学物質はありません。

令和3年1月7日環境省発表

二酸化炭素排出量を把握する際に用いた、購入電力の排出係数

東北電力 0.519 kg-CO₂/kWh
基礎排出係数

* 評価

全ての項目について年間目標を達成した。

2 環境経営目標の設定

2020年度を基準年度として中期及び単年度の環境経営目標を、それぞれ表2のとおり設定し、環境経営活動に取り組んでおります。

表2 環境経営目標

項目	基準年度(2020年度)比の削減率(%)・頻度			
	中期目標	単年度目標		
	2023	2021	2022	2023
二酸化炭素排出量	3%削減	1%削減	2%削減	3%削減
産業廃棄物 リサイクル	0.03%向上	0.01%向上	0.02%向上	0.03%向上
地域貢献活動	1回以上	1	1	1
環境上の苦情	苦情が無いこと	なし	なし	なし

・地域貢献活動の状況写真



北上川一斉清掃に参加



お盆前清掃(好摩地区)

5 環境経営計画と取組結果

環境経営方針に基づき二酸化炭素、廃棄物、水使用量を削減し、環境目標を達成するため、全従業員が一丸となって省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水等に取り組んでおります。
取組の実施状況の評価結果は、表3のとおりです。

表3 主な環境経営計画の内容と取組結果

項目	取組内容	評価	備考
二酸化炭素排出量の抑制	照明	会議室、給湯室、トイレ等は不要時は消灯している。	不要時の消灯等 実行されている
		事務室の部分照明を実行する。	
		照明器具は、定期的に清掃交換を行う等、適正に管理している。	
	冷暖房	冷暖房の設定温度(冷房28℃、暖房20℃)を順守する。	但し、仕事の効率も考慮し 無理な設定はしない。 クールビズ、ウォームビズ'励行
		空調は必要な区域・時間帯に限定する。	
		使用していない部屋は、空調を停止している。	
		ドアの開け放しはしない。	
	節電	残業時は必要な箇所のみ点灯する。	照明等の節電は 実行されている
		休み時間などは、不要な箇所は消灯し、PCの電源は切る。	
		退社時は不要なOA機器の待機電源は切る。	
		PC等のOA機器や照明器具などを省エネ型に替えに取組んでいる。	
	車両 その他	車両のアイドリングストップを実践する。	日々の始業点検 特に空気圧を確認
		急発進・急加速はしない。	
		タイヤの空気圧は、適正値を保つよう定期的に調整する。	
		排気ガス、騒音レベルを抑えるため、適正な車両整備を行う。	
産業廃棄物	リサイクル 率向上	分別を徹底して行う。	リサイクル業者を選定 他社の処分場も 定期的にチェックする 現場での分別を確認する
		再利用・再生利用を優先する。	
		所定の場所に分別して保管する。	
		工程ロスを削減する。	
		一般ゴミが混載しないようにチェックする。	
地域貢献活動		地域の環境保全活動に協力し、無償で貢献活動に参加する。	近隣の行事等に注意する
環境上の苦情		苦情が無いようにする。	今期苦情なし

○ : 実績率 95%以上 △ : 実績率 80%以上95%未満 × : 80%未満

6 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

両社が法的義務を受ける「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」など、環境関連法規について遵守状況をチェックしたところ違反はありませんでした。

また、過去1年間、関係当局からの違反等の指摘、住民等からの苦情、訴訟等について、問題が有りませんでした。主な関連法令の遵守状況は下記の通りです。

No.	関連法令	条項	要求事項	遵守
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)	第12条9,10項	多量排出事業者 計画・状況届	○
2		第14条1項	産業廃棄物収集運搬業許可	○
3		第14条6項	産業廃棄物処分業許可	○
4		第15条1項	産業廃棄物処理施設設置許可	○
5		第21条	産業廃棄物処理施設技術管理者選任	○
6	建設リサイクル法	第10条	対象建設工事の届出	○
7	フロン排出抑制法	第16条	第1種特定製品管理者の判断基準	○
8	盛岡地区火災予防条例	第51条	指定数量未満危険物の届出	○

7 代表者による全体評価と見直しの結果

見直し項目	評価	改善及び指示
1、環境経営方針	当社の取組を適切に表している	現状通り。
2、環境経営目標	環境経営方針に沿って設定されている。	軽油・ガソリンが90パーセント以上をしめているので、燃料使用量を重点的に管理する。
3、環境活動計画及び環境経営システム	目標に沿って計画されている。	現状通り。
4、実施体制	効果的に配置されている	現状通り。
5、その他		
6、全体評価	年間目標を全て達成している。	

8 産業廃棄物処分の概要(情報公開)

事業所名	新工住建(株)リサイクルセンター					
代表者名	坂本 恵					
所在地	岩手県盛岡市玉山馬場字赤坂2番40					
環境管理責任者	吉田 敬一					
エコアクション21担当者	阿部 剛士					
連絡先	電話	019-682-0676		FAX	019-682-0676	
	E-mail	hp@shinko-jk.co.jp				
	UCL	http://www.shinko-jk.co.jp/				
事業活動の内容	一般・産業廃棄物処分量、一般・産業廃棄物収集運搬業、再生材販売					
事業の規模	事業年度	R1	R2	R3	R4	R5
	売上高(百万円)	68	48	67	45	42
	受託収集運搬量(t)	2,462	5,410	2,805	2,262	3,863
	一般廃棄物収集運搬量(t)	0	0	0	0	26.09
	受託中間処理量(t)	12,243	14,379	13,290	12,279	12,279
	一般廃棄物収集処分量(t)	0	26	0	0	33.13
	処分量(t)	12,243	14,405	13,290	12,279	12,312
	最終処分量	0	0	0	0	0
	社員・従業員(名)	8	8	8	8	8
法人設立年月日	平成6年4月12日	資本金	3	百万円		
許可の内容	許可名/許可番号	年月日		事業計画・事業の範囲(事業区分、廃棄物の種類)		
	産業廃棄物処分業 11021057060	許可 有効	R2/11/10~R9/11/9	中間処理(破砕処理) ・木くず・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず・がれき類		
	産業廃棄物収集運搬業 00301057060	許可 有効	R6/2/19~R11/2/18	(1)汚泥(含水率85%以下のものに限る)・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず・がれき類 (2)積替え・保管 無		
	盛岡市一般廃棄物処理業 盛岡市指令25 廃第2-20号	許可 有効	R6/4/1~R8/3/31	1、一般廃棄物(木くず及びがれき類に限る) 2、処分量(破砕機による中間処理)		
	盛岡市一般廃棄物処理業 盛岡市指令25 廃第2-19号	許可 有効	R6/4/1~R8/3/31	1、一般廃棄物(木くず及びがれき類に限る) 2、収集及び運搬(積替えなし)		
設備	設備名	能力・産廃の種類	台数	設備名	車種	台数
	破砕機1	256t/日 がれき類	1	収集運搬車	10tダンプ	5
				収集運搬車	4tダンプ	3
	破砕機2	60.8t/日 木くず	1	収集運搬車	2tダンプ	2
処理方法・処理工程						
別図 A 参照						
組織図						
社長 取締役 管理者 収集運搬 3名 リサイクルセンター 2名						
取扱品目						
廃棄物処理品目	収集運搬物・処理物	処理方法	受入基準			
	木くず(幹・枝)	破砕処理	土石、金物等を含まないこと			
	木くず(解体材)	破砕処理	土石、金物等を含まないこと			
	木くず(抜根)	破砕処理	土石、金物等を含まないこと			
	アスファルト	破砕処理	土石を含まないこと			
	コンクリート(無筋)	破砕処理	土石を含まないこと			
	コンクリート(有筋)	破砕処理	土石を含まないこと			
	コンクリート二次製品	破砕処理	土石を含まないこと			
廃棄物の処理料金・収集運搬料金については弊社ホームページ http://www.shinko-jk.co.jp/ より、お問い合わせ下さい。						

受託した産業廃棄物の処理量

令和5年度 (R5.4.1～R6.3.31)

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量t
収集運搬	汚泥		
	廃油		
	廃プラスチック		0.7
	紙くず		
	木くず		21
	繊維くず		
	動植物性残渣		
	金属くず		
	ガラスコンクリート・陶磁器		
	がれき類		3,841.35
	ゴムくず		
	混合廃棄物		
収集運搬量合計			3,863.05
中間処理	木くず	破砕	1,006.67
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	破砕	
	がれき類	破砕	14,371.07
	再生砕石	RC-40・RC-80として販売	14,371.07
	木質チップ	舗装材・マルチング材及び燃料用として販売	1,006.67
	再資源化等量小計		15,377.74
中間処理合計			15,377.74
中間処理後の産業廃棄物	処最終		0
	再資源化		
	再生砕石	RC-40・RC-80として販売	14,371.07
	木質チップ	燃料及び舗装材・マルチング材として販売	1006.67
	再資源化等量小計		15,377.74
中間処理後処分量合計			15,377.74

受託した一般廃棄物の処理量

令和5年度 (R5.4.1 ～ R6.3.31)

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量(t)
収集運搬	木くず		26.09
	がれき類		
収集運搬の合計			26.09
中間処理	木くず	破砕	33.13
	がれき類	破砕	
中間処理の合計			33.13

別図 A 、 廃棄物の処理作業工程図

